



一般社団法人

日本芸術文化友好親善協会

〒167-0053 東京都杉並区西荻南 2-21-10 HKビル2 B1F

TEL/FAX: 03-5941-6226 URL: <https://j-acfa.org/>

Japan art and culture friendship association

編集・発行人 江藤雅樹

～あらたなる～

友好の風

第7号

【設立3周年を迎える】

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、2022年5月7日に設立から満3年の節目を迎えることが出来ました。これまでの道のりに多大なる有形無形のご支援を下された皆さまのおかげです。ここに心より御礼を申し上げます。

本号では設立の経緯を振り返ると共に、設立のきっかけをくれたホルムスクの壊れたピアノを主役とする、新機能「ホルムスクに眠るピアノ」の制作秘話と激動の世界情勢の中で行われた、新機能初演の様子を紹介していきます。

【ホルムスクのピアノとの出会い】

2018年12月1日に江藤理事長はサハリンの地を初めて踏みます。催しはロシアのプーチン大統領と安倍元首相の間で特別に交わされた合意により実施された、日露間における特別な交流事業「日本におけるロシア年/ロシアにおける日本年」の企画で、当時、江藤理事長が作曲を担当していた新機能をサハリンとウラジオストクで公演するためのツアーでした。

1つ目の都市はユジノサハリンスク市というサハリン州の州都での公演。
そして、2都市目に訪れた同じサハリン州のホルムスク市という街で事件は起こります。

ホルムスクで待ち受けていたピアノは、完全に壊れて長年放置されたソ連時代のグランドピアノだったのです。今回の公演に伴う出演条件の1つに「調律師が現場に立ち会う事」とありました。

調律師は確かに同席していましたが、江藤理事長は調律師からこう告げられます。

「このピアノはどうにもなりません。鍵盤は押したら戻ってきません。ピアノ線もたくさん切れています。2日かけて調律しましたが、合わせても合わせても音が狂ってしまいます。本日の公演は出来ません」と。

完全に諦めてしまっている調律師を前に江藤理事長は、しばし悩んだ末に調律師にこの様に伝えます。

「あなたに相談があります。このピアノが使い物にならないのはあなたの責任でないことは、必ず私が証明します。その代わりにあなたの調律道具を、本番が終わるまで貸して頂けないでしょうか?」と。

調律師は、快く江藤理事長に道具を貸し出してその場を去って行きました。

江藤理事長は作曲家でありピアニストですが、同時に自分でピアノの調律や修理を行う稀有なピアニストでもあります。ピアノの構造をくまなく点検し、直せる箇所をどう直すか、直しようのない箇所をどうカバーするか計画を立て、何千回とチューニングハンマーを回し、4時間後ようやく90分の本番に耐えるまでに修復しました。(2面に続く)



チューニングハンマーを手に、懸命に修復する江藤理事長

あなたの支援で芸術が世界をつなぐ 2022年度賛助会員を募集中。

詳しくは最後のページの

「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、芸術文化を通じて、表現者、創作者が主体となり、相互理解の進んでいない国際問題、社会問題の解決に、交流と友好親善のきっかけを生み出すことで貢献していきます。民間から始まる私たちの活動は、理念にご理解とご賛同をいただいた皆様からのご寄付によって支えられています。ぜひ私たちの活動に、サポーターという立場からご支援、ご参加ください。

江藤理事長は、この時の体験を次のように語っています。

「エストニアという旧ソ連時代の見たこともない完全に壊れたピアノを、自分に直せるのか？ 自信など皆無でした。しかし、この選択肢以外には見当たらなかったのです。しかも、何故かたまたまピアノを修理できるかもしれない自分がそこに派遣されていたのです。その偶然を思えば、諦めて引き受けるほかなかったのです。確かに怖い体験ではありました。しかし同時に、とても貴重な体験でした。

当時まだ出会って2日目の通訳、エドワード・メフオージェフとの信頼はその現場で生まれました。言葉の通じないその他のロシア人スタッフたちも、今でも連絡を取り合う親友となっています。何よりホルムスク市民に、再びあのピアノの響きを届けられたのです。言葉を超えた友情はこの日、ホルムスク市の文化会館、あのピアノとあの場所に集った人々によって始まり、その後の私の人生を大きく変えたのです」

その日の公演は市民のスタンディングオベーションによる大成功裏に終わります。

—そして私ども、「日本芸術文化友好親善協会」の物語はここから始まります。

【協会の設立を決意】

江藤理事長は帰国後、あることに気づきます。

「ロシアで受けた衝撃は自分自身のロシアに対する無理解だ……。日本から最も近い隣国であるロシアに対する理解は、学校で習った旧ソ連の時代から一つも進んでいない。日本人の多くはロシアを怖がるけれど、実際に訪れてみれば、そこには日本の技術をリスペクトし、日本の文化を愛するロシア人がたくさん暮らしていた。私たちに今、足りないのは相互理解だ」

そのように思い立った江藤理事長は、国内外に散見される様々な無理解に対し、芸術体験をきっかけとして相互理解の輪を広げる活動を目指して「一般社団法人日本芸術文化友好親善協会」を設立。メンバーには、サハリンで体験を共にした日本語通訳・翻訳のエドワード・メフオージェフも参加しました。



2019年6月「日露文化芸術フェスティバル」

【加速するサハリンとの交流】

協会設立のきっかけを与えたサハリンの地とは、加速度的に交流が深まってきました。

2019年の“ロシアにおける日本年”の「日露文化芸術フェスティバル」に出演。さらに、そこで出会ったロシア人歌手アナスタシア・トリフォノヴァ氏と共に、日サハリン友好の曲「一番近い友の歌」を制作、同年10月に同氏が来日して東京で初披露。さらには、その情報を知ったロシア・サハリン州政府からの招聘でサハリンのオーケストラと共演し、サハリン市民の前で友好の曲を披露するなど、交流事業の内容は回を増すごとに真に友好を深めゆく大規模で協力的なものへと発展していきました。

サハリンでのオーケストラ公演直後に世界でまん延した新型コロナウイルスによって、人的往来を伴う交流は出来なくなりましたが、その後もオンラインを通じて現地の市民と芸術を通じた交流が続いています。

【新作能・ホルムスクに眠るピアノ】

2021年秋、当協会と交流のある能楽師・樋口翔氏からある提案が届きます。

「ホルムスクのピアノを主役とした新作能を作りませんか？」

余りに予想外な提案にスタッフ一同驚愕しますが、能というのは花や精を主役とすることも多く、楽器が主役というのは画期的でいて、能は最適の表現手法です。同時に、世界無形文化遺産に初めて登録された日本の伝統文化である能で、ロシア・サハリンを舞台とする新作能が実現すれば、今後の日露・日サハリン友好親善におけるシンボリックな芸術作品になることは間違いありません。



2019年10月当協会主催コンサートで「一番近い友の歌」初披露

当協会全面協力のもと、江藤理事長が主宰する音楽ユニット「Garjue Lab」と能楽師・樋口翔氏による、新作能の制作が始まります。お披露目の目標は2022年3月、なんとサハリンとネット中継を繋いでロシアに向けて披露するという計画です。(演目の披露はホール収録による録画配信)

ピアノが主役、さらに舞台は外国という設定の中で制作は困難を極めますが、2022年2月初頭に作品は完成し、無事にホールでの収録を完了。しかし、サハリン現地のコロナ感染状況やその後の世界情勢などもあり、初演の舞台は4月17日に日本で行われる音楽会へと移ります。

物語の序盤はピアノの孤独、哀しみ、動的な中盤はピアノの怒り、ピアノを目覚めさせようとするピアニストとの葛藤、終盤は心通じ合ったピアノとピアニストによる一体となった友情、そして別れ。ピアノとの一日も早い再会を願う涙ながらの演者の演奏に、終演後会場は割れんばかりの大喝采に包まれ、多くの人々が涙を流しました。その拍手を遮るように江藤理事長は会場の観衆に短いメッセージを送ります。



2022年4月に初演披露した新作能演奏の様子

「私たちが住むこの日本の最北端、宗谷岬からロシア・サハリン州のクリリオン岬の距離は、僅かたったの43kmです。日本から最も近い隣国であるそのサハリン島には、日本の技術をリスペクトし、日本の文化を愛する市民が沢山暮らしています。様々な情報が飛び交いますが、どうか今日はそのような事実も一つ知って帰って頂けたら何より嬉しく思います」と。



演奏終了後に江藤理事長が観衆へメッセージを伝える

一日も早く対話による交流が再開できる日が来ることを心より祈りつつ、私ども日本芸術文化友好親善協会は、来たるべき日に向けてさらなる友好親善の種を蒔いて参ります。

**新作能「ホルムスクに眠るピアノ」初演はYouTubeでご覧頂けます！
曲名で検索すると出てきますので、ぜひご覧ください！**

【令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)にご支援頂いた皆様へ】

当協会設立3年目の今年度は、昨年度に引き続きのコロナ禍の影響が1年を通じて絶えず続いた年度となりました。人的往来が出来ない中でオンライン交流を続け、2022年初頭からのオミクロン株流行が少し落ち着き始める頃には、世界情勢の大きな出来事が起こり、当協会はさらなる影響を受けざるを得ませんでした。そんな中、上述でお伝えさせて頂いた新作能の制作を止めることなく完成まで至り、国内での初演、映像による世界への発信と皆様へお届けすることが出来ました。

これもひとえに、皆様から頂いた真心のご支援のおかげであり、協会スタッフ一同、心より深く感謝申し上げます。どうか新年度も皆様からのご指導ご鞭撻を賜りながら、皆様と共に、ダイバーシティの時代、社会における相互理解を深めるための挑戦を進めたく存じます。令和4年度も、ご支援のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

【令和3年度にご寄付を頂いた皆様のご紹介】

- ・江藤しのぶ 理事
- ・巽智子 様
- ・平山誠介 様
- ・江藤雅樹 理事長
- ・谷美穂 様
- ・藤之木一海 様
- ・株式会社 MONDS 様
- ・永井篤司 特任理事
- ・道津和子 様
- ・高野観世 監事
- ・平山麻奈 様

(2022年3月末現在、五十音順。お名前の掲載をご許可頂いた方のみ掲載しています)

あなたの支援が世界をつなぐ、2022年度賛助会員を募集中。
詳しくは最後のページの「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般寄附金募集のお知らせ

当法人は芸術文化の活動を通じて、国内社会に散見される社会的弱者に対する理解や、国際的友好関係の乏しい国地域との理解の推進に関する事業を実施し、共生社会の実現のために不可欠である相互理解に寄与することを目的として各種事業活動を行っております。

つきましては、事業に必要な資金として、当法人の事業活動にご理解とご賛同を頂き、是非ご寄附をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆さまからのご寄附は、適切に管理し、有効かつ大切にさせていただきます。

(寄附金についてのご質問などは担当・佐藤までお電話またはメールでお問い合わせください)

【協会理念】

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、社会のあらゆる場面で散見される社会的弱者に対する理解不足や誤解が、彼らが輝く機会を削いでいる現状を憂い、今後より一層求められる多様性への寛容、共生社会の実現のために必要不可欠である『相互理解』を拡げるきっかけを文化的営みを通じて提供したい、またこの営みを芸術家が主体となって行うことで、芸術家が持つたぐいまれな才能を社会のために活かしていく場の一つになればとの想いに基づき、発足いたしました。

2001年文化芸術振興基本法の制定以降、文化芸術活動を保護推進する団体は数多く誕生しましたが、芸術家が主体となり社会貢献する事を目的とした団体は、まだ多くはありません。相互理解と助け合いが自然と広がる豊かな社会の実現のために、芸術を通じて貢献していけるよう邁進してまいります。

【寄附金募集概要】

- 募集金額 1口10,000円以上 / 募集期間 常時(一般寄附金の場合)
- 下記「寄附申込書」をご記入の上、当法人宛にお送り下さい。
<お申込書を直接ご郵送またはFAXの場合>
 右記キリトリ線から切り取って頂き下記へご郵送またはFAXでお送りください。
 〒167-0053東京都杉並区西荻南2-21-10 HKビル2 B1F
 一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 宛 FAX 03-5941-6226
<お申込書をスキャンデータまたはスマホ画像等でメール送付の場合>
 右記QRコードを読み取って頂くか、下記アドレスへのメールにてお送りください。
 メールアドレス/ info@j-acfa.org
- 寄附金のお振込は、下記銀行口座をお願いいたします。(振込手数料のご負担をお願いします)
 銀行名:みずほ銀行 西荻窪支店
 預金科目:普通口座 口座番号:3009869
 口座名:一般社団法人日本芸術文化友好親善協会
 シヤ)ニホンゲイジュツブンカウコウウシンゼンキョウカイ
- 寄附金のご入金を確認後、「受領書」を発行いたします。
- 当法人は一般社団法人のため、下記につきまして予めご了承ください。
 (1) 寄附者が個人(自然人)の場合、所得税の申告時に寄附金控除はありません。
 (2) 寄附者が法人(企業)の場合は、資本金等の額と所得の額に応じて計算した損金算入限度額までは損金算入できます。



寄附申込書

申込日 年 月 日

一般社団法人 日本芸術文化友好親善協会 御中

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会の活動に賛同し、右記記載の規程にある第3条「寄附条件」を満たすこと、並びに第5条「寄附金の使途」について承諾のうえ、以下の通り寄附を致します。

フリガナ
お名前(ご本人直筆) _____

ご住所 〒 _____

法人の場合、ご担当部署またはご担当者 _____

お電話 _____

e-mail _____

受領書送付先(上記ご住所やお名前と異なる場合)
〒 _____

寄付金額 _____ 口 金 _____ 円 也

(確認事項)

1. 右記記載の規程にある第7条「個人情報保護」に基づいた個人情報の取り扱いに同意致します。

ご署名 _____

2. 当協会のHPや会報など一般公開の媒体へのご寄附者一覧へのご芳名掲載を
許可する 許可しない (いずれかにチェックをお願いいたします)

3. (お申込者が未成年の場合)民法第5条(未成年者の法律行為)により、下記の法定代理人(保護者等)が寄附に同意します。

お名前 _____

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本芸術文化友好親善協会(以下、「本法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の定義及び募集)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 特定寄附金 広く一般社会に使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 本法人は常時、一般寄附金を募ることができる。

(寄附条件)

第3条 本法人が受け入れる寄附は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しないことを条件とする。

- 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は利権を供与すること
 - 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すこと
 - 寄附金による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は、無償で使用させること
 - 寄附金の使用について、寄附者が会計監査を行うこと
 - 寄附金を受け入れることにより本法人に財政負担を伴わせること
 - その他、法人運営上支障があると理事長が認めた場合
- 寄附金等を受け入れることにより、本法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が本法人の定款第3条に定める目的の達成及び第4条に定める目的事業の遂行に資するものでないと判断されるとき

(寄附の手続き)

第4条 寄附金等本法人に寄附しようとするものは、書面(電磁的方法によるものを含む)にて寄附金の申し込みを行う。

- 本法人は、前項により寄附金の申し込みを受領したときには、第3条の条件を満たすこと及び第5条に記載「寄附金の使途」を寄附者が承諾していることを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の使途)

第5条 一般寄附金は、定款第4条の目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

- 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- 前2項の費用配分は、理事会において決定する。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。
 前項の受領書には、本法人の目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和元年5月7日から施行し、令和元年5月22日から適用する。